

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市個人情報保護条例（平成16年盛岡市条例第7号）第26条	個人情報の訂正請求に対する決定	総務課

◎ 審査基準について

盛岡市個人情報保護条例（平成16年盛岡市条例第7号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき個人情報の訂正請求があった場合の審査基準について、次のとおり条例から関係条文を抜粋して公表します。

なお、この条例の解釈・運用については、別途「個人情報保護事務の手引き」により公表しているとおります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者及び議会をいう。
- （3） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第51条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 図書館その他の規則で定める施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- （4） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （5） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（訂正請求権）

第26条 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- （1）訂正請求をする者の氏名及び住所
- （2）行政文書の名称その他の訂正請求に係る個人情報を特定するに足りる事項
- （3）訂正を求める内容
- （4）その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 訂正請求をする者は、本人、前条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認めた代理人（特定個人情報にあつては、本人、同項に規定する法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（適用除外）

市が取り扱う個人情報であっても次に掲げるものは条例第62条の規定により訂正請求の対象外となります。

- （1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報
- （2）統計法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- （3）統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- （4）刑の執行に関する事項を記録する個人情報

◎ 標準処理期間

個人情報の訂正請求があった日から起算して30日以内とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出て
ください。